

# 定期監査結果に 基づく措置通知

(平成26年2月20日公表)

TE-CAAS

高松市監査委員告示第4号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年2月20日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

# 【定期監査結果に基づく措置通知一覧】

H26 2.20

措置通知 No.	監査年度	告示日	告示番号※	区分	項目	公表文該当ページ	対象部局	所管課等	措置通知日			
No.1	H20	H21.2.20	第1号	指摘	物品の貸付を適正にすべきもの	P6	健康福祉局	保健センター	H25.11.14			
No.2				意見	備品の管理について	P8						
No.3	H22	H23.3.31	第6号	指摘	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの	P3						
No.4				意見	補助金等交付申請に係る添付書類について	P6						
No.5	H24	H25.2.20	第1号	指摘	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの	P2						
No.6	H24	H24.11.22	第23号	指摘	見積徴取同決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの	P7				環境局	環境総務課	H25.12.9
No.7				指摘	業務委託契約書の作成を適正にすべきもの	P8						
No.8	H25	H25.11.22	第27号	指摘	発注簿（工事用）に係る事務処理について	P11				上下水道局	お客さまセンター	H26.1.10

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局

平成20年度 健康福祉部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成21年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日
			平成25年11月14日

指摘・意見の項目

物品の貸付を適正にすべきもの

内容

高松市物品会計規則第47条では、特別の理由により、物品を他の団体又は個人に貸付しようとするときは、市長の承認を受け物品預り証を徴したのち、これを引渡すものとする規定されており、その場合、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1管財および用品の表第1項第2号の規定に基づき、専決者までの決裁を受けなければならないが、牟礼保健ステーションの健康体力測定システム装置については、香川県立保健医療大学へ約2か月間貸付しているにもかかわらず、同決裁を受けておらず、また、相手方から物品預り証を徴していないので、今後、物品を他の団体等に貸付しようとする場合には、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

公表文該当ページ

6ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/220.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

健康福祉局 保健センター

措置結果

物品の貸付については、平成25年度から高松市物品会計規則第47条の規定に基づき決裁を受け、物品借用書を徴した後に貸し出すよう改めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局

平成20年度 健康福祉部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成21年2月20日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日
指摘・意見の項目	備品の管理について		
内容	香川保健センターでは、香川病院に対し、同センター2階の一室を機能回復訓練室として行政財産の目的外使用許可をしているが、機能回復訓練室で使用されている一部備品については、同センターで購入したものであるにもかかわらず、病院事業用として使用されており、その保管責任が不明瞭であることから、今後は、物品の保管転換を行うなど、備品の保管責任を明確にし、適正な備品管理に努められたい。		
公表文該当ページ	8ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki20/220.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置

所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	香川保健センターの備品については、平成22年9月30日までで、病院事業用としての使用期間が終了したことから、高松市保健センターにおいて、備品の保管責任を明確にするとともに、適正な備品管理を行っている。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局	平成22年度 健康福祉部 定期監査		
定期監査における指摘または意見			
告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	平成23年3月31日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成25年11月14日
指摘・意見の項目	業務委託契約に係る適正な仕様書を作成すべきもの		
内容	平成22年3月19日付け高契号外財務部長通知「契約事務等の取扱いについて（通知）」により、業務委託については、適正な労働条件の確保の観点から、その仕様書に労働関係法規の遵守および適正な雇用条件の確保についての事項を加えなければならないが、平成22年度空調設備休日運転業務委託契約の仕様書には、これらの事項が盛り込まれていないので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、適正な仕様書を作成されたい。		
公表文該当ページ	3ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	業務委託契約に係る仕様書については、平成25年度から、労働関係法規の遵守および適正な労働条件の確保についての事項を盛り込むように改めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局

平成22年度 健康福祉部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第6号	告示日	平成23年3月31日
区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日
			平成25年11月14日

指摘・意見の項目 補助金等交付申請に係る添付書類について

内容

高松市補助金等交付規則第3条の規定では、補助金交付申請者は、申請書に事業計画書、収支予算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、同規則第4条の規定では、申請書の提出を受けた市長は、その内容を審査し、補助金等の交付の適否を決定することとしているが、高松市難病患者・家族団体連絡協議会運営事業の補助金交付申請に係る収支予算書の収入欄には、高松市補助金のみが記載され、同協議会のその他の収入が記載されておらず、支出欄も収入額と同額となっており、同運営事業に係る全体事業費が不明であるため、補助金交付申請団体に対する運営補助金交付の適否を決定する資料として適切ではないので、今後、同様の補助金交付申請があったときは、同運営事業に係る全体事業費を記載するよう申請者を指導し、適切に補助金交付の適否についての審査が行われるよう改善されたい。

公表文該当ページ 6ページ

公表文へのリンク <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/331.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等 健康福祉局 保健センター

措置結果 補助金等交付申請に添付する収支予算書の記載については、平成25年度から全体事業費を記載するよう申請者を指導し、補助金交付の適否についての審査を適切に行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

監査実施年度／対象部局

平成24年度 健康福祉局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成25年2月20日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成25年11月14日
指摘・意見の項目	発注簿（物品購入用）の事務処理を適正にすべきもの		
内容	発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日等を正しく記入しなければならないが、パネルフレームについては、誤った事務処理がされているものとなっているので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。		
公表文該当ページ	2ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/220.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置

所管課等	健康福祉局 保健センター
措置結果	発注簿の事務処理については、平成25年度から見積書の日付の有無や管理台帳との整合を確認し、適正に行った。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

監査実施年度／対象部局

平成24年度 環境局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年12月9日

指摘・意見  
の項目

見積徴取何決裁等に係る事務処理を適正にすべきもの

内容

平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札または随意契約に係る執行伺・指名通知等における規定例が示されているが、ごみ減量ハンドブック作成業務委託団体との委託契約に係る執行伺決裁では、連帯保証人に関して従前の表記となっているので、今後、同種の何決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。

公表文該当  
ページ

7ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

環境局 環境総務課

措置結果

見積徴取何決裁等に係る事務処理については、平成25年度から高松市契約規則等に基づき、契約保証金の免除に係る根拠規定等を適正に表記した。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

監査実施年度／対象部局

平成24年度 環境局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号

高松市監査委員告示第23号

告示日

平成24年11月22日

区分

指摘

意見

措置通知日

平成25年12月9日

指摘・意見  
の項目

業務委託契約書の作成を適正にすべきもの

内容

平成24年度ごみ減量ハンドブック作成等業務委託契約書では、再委託等の禁止に関して記載している条項間で、整合性が取れていないものが見受けられたので、今後、同種の契約を締結しようとする場合には、条項間で内容に矛盾が生じないように、適正な契約書を作成されたい。

公表文該当  
ページ

8ページ

公表文への  
リンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/1122.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

環境局 環境総務課

措置結果

業務委託契約書の作成については、平成25年度から高松市契約規則等に基づき、契約書の各項間で内容に矛盾が生じないように改めた。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

監査実施年度／対象部局

平成25年度 上下水道局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	平成25年11月22日
------	---------------	-----	-------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成26年1月10日
----	--	-----------------------------	-------	------------

指摘・意見の項目	発注簿（工事用）に係る事務処理について
----------	---------------------

内容	高松市上下水道局発注簿等財務処理要領第4項第8号の規定によると、発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項として、兼命令の起案および回議に当たっては、1者随意契約による工事にあつては、着手前の写真を添付することとされているが、メーター周辺部改良工事発注に関する処理については、着手前の工事写真が添付されていないので、今後、同種の工事を発注する場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。
----	---

公表文該当ページ	11ページ
----------	-------

公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	上下水道局 お客さまセンター
------	----------------

措置結果	発注簿（工事用）の事務処理については、平成25年度から高松市上下水道局発注簿等財務処理要領に基づき、着手前の写真を添付し、適正な事務処理を行った。
------	---